

助成事業規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人G A村山自然文化財団（以下「当法人」という。）の定款第4条第1項第1号に定める助成に関する事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 本規程に基づく助成事業の対象分野は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 森林の保全、海洋・河川の保全、動物の保護・福祉の向上、環境教育、里山保全その他の自然環境の保全に資する事業
- (2) 伝統的な祭事の振興、文化財の保全、歴史的文化の振興その他の文化の保全・振興に関する事業

(申請者の募集・資格)

第3条 本規程に基づく助成の希望者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された特定非営利活動法人
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設立された社会福祉法人
- (5) 私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づき設立された学校法人
- (6) その他上記各号に準じる非営利活動を行っている法人又は任意団体

2 申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、申請をすることができない。

- (1) 反社会的勢力若しくはこれと同視できる勢力であること、又は役員にこれらと関与する者が存在すること
- (2) 公序良俗に反する事業を主たる目的とするものであること
- (3) 宗教的活動又は政治的活動を目的とした事業を主たる目的とするものであること
- (4) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成を受ける日までの間に、申請者及びその代表者が、刑事法令による罰則の適用を受けたことがあること
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立て若しくはその手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中等、事業の継続性について不確実な

状況が存在していること

- (6) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成を受ける日までの間に、当法人その他の法人、国、都道府県、市区町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたものであること
- (7) 事業の実施に当たって必要な許認可を取得していないこと
- (8) 過去に本規程に基づく助成を受けたことがあるもの。ただし、助成を受けたときから2年が経過しているときは、この限りではない。

(申請者の募集)

第4条 申請者の募集方法は、公募とする。

- 2 申請者は、様式第1号の申請書及び当法人が指定する書類を当法人に提出しなければならない。
- 3 申請者の募集は、事業年度毎に2回行うものとし、各回の募集期間は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 第1回募集 4月1日から5月31日
 - (2) 第2回募集 10月1日から11月30日
- 4 募集に際しては、募集要領を定め、これを当法人のウェブサイトに掲載するものとする。

(募集後の手続)

第5条 前条の規定による募集に対する申請を受け付けたときは、これを第8条第2項の審査委員会の審査に付するものとする。

(審査基準)

第6条 申請者が助成を受けるためには、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- (1) 対象事業に一定の公益性及び社会的必要性が認められること
- (2) 対象事業が、当該事業が属する分野において、一定の活動実績があること
- (3) 代表者の熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであること
- (4) 申請者に事業を適切に実施することができる技術的能力及び運営に関する経理的基礎が認められること
- (5) その他助成の目的を有効に達成できる見込みがあること

(助成物件)

第7条 本規程に基づく助成事業は、助成対象者に対し、助成金を交付する方法により行う。

- 2 助成金の額は、申請1件当たり50万円を上限として、次条第2項及び第4項の規定により決定した額とする。

(助成交付決定手続等)

第8条 当法人の事務局は、第4条第2項の規定により提出された申請書等一式書類につき、理事長の承認を経て、審査委員会に送付するものとする。

- 2 審査委員会は、前項の送付を受けて、前条所定の審査基準に基づき、申請者を助成対象とするか否かを審査し、助成対象とする場合は交付する助成金の額も決定した上で、これらの結果を理事長に報告する。この場合において、審査委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を要求し、又は口頭での説明を求めることができる。
- 3 審査委員会の組織、運営その他の具体的事項は、審査委員会規程の定めるところによる。
- 4 理事長は、第2項の審査委員会による審査結果を理事会に上程し、その承認を経て、助成対象者及び助成金額を決定する。この場合において、助成対象者及び助成金額は、当法人のウェブサイトに掲載するものとする。

(決定通知等)

第9条 前条により助成の対象と決定された申請者に対しては、速やかに、書面により、助成対象に決定した旨及び助成金の額を通知する。

- 2 助成対象者に対する助成金の交付は、次の各号に定める方法により行う。
 - (1) 助成対象事業が実施され次条に定める報告書の提出を受けた後、前条の規定に基づき決定された助成金額の範囲内で、助成対象事業の実施に要した実額の全部又は一部を対象として交付する。
 - (2) 前号にかかわらず、申請の際に助成対象事業の実施費用に関する見積書等の資料が提出され、これが合理的であると認められるときは、前条の規定に基づき決定された助成金額を交付することができる。この場合において、次条に定める報告書の提出を受け、助成対象事業の実施に要した費用の実額が助成金額を下回るときは、同実額と助成金額との差額を精算するものとする。
- 3 助成対象事業は、第1項の通知を受けた後、原則として、3か月以内に実施しなければならない。

(報告義務)

第10条 助成対象者は、決定後3か月以内に、助成金の使用状況、助成対象事業の実施に要した額その他の当法人が指定する事項について、理事長に報告書を提出しなければならない。

(報告徴収・監査)

第11条 理事長は、必要があると認めるときは、審査委員会の意見を聴いて、助成対象者に対し、助成金の使用状況、管理体制その他組織運営の状況につき報告を求め、又は、これらの事項につき監査することができる。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第12条 助成対象者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又は、その事実が判明したときは、当法人は、助成金交付の決定を取り消して交付を中止し、又は、すでに交付した助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請又は報告を行ったとき

(2) 本規程に定める助成の条件、報告義務を履行しないとき

(3) その他本規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事長が認めたとき

(改廃)

第13条 本規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年8月25日より施行する（令和8年8月25日理事会議決）。

様式第1号（第4条第2項関係）

令和 年 月 日

一般財団法人G A村山自然文化財団
理事長 村山 智一 殿

助成金交付申請書

貴法人が実施する助成事業に関し、当団体は、関係書類を添えて次のとおり申請します。
なお、この申請が承認された場合には、貴法人助成事業規程を遵守することを誓約いたします。

申請者名称	
代表者役職・氏名	印
申請者住所	〒 -
申請者電話番号	— —
申請者メールアドレス	@
事務担当者氏名	【役職】
事務担当者連絡先	電話 — — メールアドレス @
添付書類	該当するものに☑してください。 ☐ 申請者の履歴事項全部証明書 ☐ 申請者の活動内容が分かるパンフレット、ウェブサイト、チラシ等の資料 ☐ 助成金の交付を受けたい事業に関するレポート（申請した理由、申請者の思い、助成金でどのように貢献したいか等を記載。書式は任意） ☐ 助成金の使用内容についての計画書・予算書 ☐ 直近の事業年度の決算書、事業報告書 ☐ その他（ ）
申請する助成金額	_____円 【※ 50万円を上限とします】
助成金の交付を受けたい事業の内容	